

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 12 月 18 日付けで行った公文書部分開示決定のうち、「No. 16-3 第 4 回意見交換会議事録」に係る部分開示決定を取り消し、改めて開示決定等を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

（1）開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、令和 5 年 11 月 20 日付けで「2023 年 1 月 1 日から 11 月 20 日の間に、佐賀県政策企画チーム及び環境課が、九州防衛局（以下「国」という。）との間でやりとりしたメール（添付ファイルを含む）」についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求について、「請求のあった九州防衛局とのメールは、公文書（組織的に管理・共有するもの）として存在していないため」として、令和 5 年 12 月 1 日付けで本件開示請求について、公文書不存在決定（以下「当初処分」という。）を行った。

（3）当初審査請求

審査請求人は、当初処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 5 年 12 月 22 日付けで実施機関に対して審査請求（以下「当初審査請求」という。）を行った。これに対し審査会は、当初処分を取り消し、改めて対象公文書を特定の上、開示決定等を行うべきと答申した。

（4）当初審査請求に対する裁決等

実施機関は、令和 6 年 10 月 16 日付けで、当初処分を取り消し、改めて公文書を特定の上、開示決定等を行う旨の裁決を行い、その後、条例第 10 条第 1 項の規定により、令和 6 年 12 月 18 日付けで公文書開示決定及び部分開示決定を行った。当該部分開示決定において、本件開示請求に係る公文書のうち、「No. 16-3 第 4 回意見交換会議事録」（以下「対象公文書」という。）にある情報（発言者及び発言内容）については、条例第 6 条第 5 号の不開示

情報に該当することを理由として部分開示決定とした。

(5) 本件審査請求

審査請求人は、実施機関が令和6年12月18日付けで行った公文書部分開示決定のうち、対象公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和7年3月10日付けで実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書、反論書等において概ね次のとおり主張し、本件処分の取消し及び対象公文書の全部開示の決定を求めている。

- (1) 実施機関は部分開示の理由を、条例第6条第5号に該当し、「公にすることにより、国と県との率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため」としている。対象公文書は、国と県と複数の市が「佐賀駐屯地の工事に係る交通安全対策やダンプの運搬経路等についての意見交換」を実施した「議事録」であるが、工事に係るダンプ運搬は現在すでに終了しているため、そのようなおそれは存在しない。
- (2) 実施機関は、「今後の同種の会議において率直な意見交換が行われなくなり、会議を非公開にした主旨が損なわれる」等と主張している。条例第6条第5号は「(略) 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ (略)」と規定しているが、実施機関の主張する不開示理由は、「不当に」の要件を満たしていない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、弁明書等において概ね次のとおり主張し、本件処分は妥当であると弁明している。

- (1) 対象公文書は、佐賀駐屯地工事に係る交通安全対策や運搬経路等について、率直な意見交換を行うため非公開で行われた議事の内容を国が記録したものであり、発言者に内容の確認を取っていない未確定のものである。出席者は未確定な情報や個人的な意見を含む具体的な発言が逐一公開されないことを前提として率直な意見の交換を行っている。
- (2) また、同種の意見交換会での佐賀県の発言には、関係諸団体又は関係者からの意見や要望なども含まれる場合もあり、開示すると発言者が特定され

るおそれがあり、これを理由に、当該又は将来の関係者が今後の意見等の発言を躊躇するおそれもある。

- (3) このため、仮にこれを開示した場合、今後の同種又は関連する会議において出席者の率直な意見交換が行われなくなり、会議を非公開とした趣旨が損なわれることに加え、関係機関等との信頼関係も損ないかねないことから、条例第6条第5号に該当し不開示が相当である。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり判断した。

(1) 対象公文書の内容

対象公文書は、国（九州防衛局）が作成した、佐賀駐屯地工事に係る交通安全対策やダンプの運搬経路等について国・県・複数の市が意見交換した会議の発言者及び発言内容である。実施機関は、対象公文書にある情報が条例第6条第5号の不開示情報に該当することを理由として本件処分を行っていることから、対象公文書にある情報について、同条同号の該当性を検討した。

(2) 条例第6条第5号への該当性についての考え方

条例第6条第5号は、県の機関等の内部又は相互間における審議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについて不開示とすることを定めたものである。

その趣旨は、県の機関等の内部又は相互間における意思決定の過程において、未だ十分な検討が行われていない段階の未確定な情報を開示すると、外部からの圧力や干渉等により率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるといったおそれがあることから、それらのおそれを排除し、行政内部における公正な意思決定や県民等の県政への信頼を確保するところにある。このおそれについては、抽象的ではなく、客観的かつ具体的に認められるものでなければならないが、それは対象公文書の内容やそこにある情報の性質、その他の事情を考慮して、個別に判断する必要がある。

また、本件処分は、意見交換の対象となったダンプ運搬が終了した後になされているため、これに係る情報については、基本的に同条同号に該当しないものとして考えることになるが、将来の関連する審議等に不当な影響を及ぼすおそれもあり得るので、そのようなおそれについて個別に判断する必要がある。

(3) 条例第6条第5号への該当性について

実施機関は、対象公文書は国が作成した非公開の意見交換会の議事録であって、各自の発言内容について出席者の確認を取っていない未確定のものであり、開示することで率直な意見交換に支障が出ることに加えて他の機関との信頼関係を損なう旨主張し、発言者と発言内容を一律に不開示としている。

確かに、この種の意見交換会においては、他の機関の発言者の氏名や発言の内容が当該の発言者の確認や同意を経ずに公開されることによって、発言が公開されないことを前提としていた出席者との信頼関係を損なうおそれがあることは否定できない。また、審査請求人が主張するとおり、意見交換の対象となったダンプ運搬は本件処分の時点で既に終了しており、対象公文書を開示することによる当該運搬自体への影響があるとは考えられないものの、佐賀県においては、駐屯地開設後の運営に係るものなどに関連する他の審議等が今後想定されるところであり、非公開で行われた意見交換の様子が全面的に公開されることによって、他の審議等の出席者が外部からの圧力や干渉等を受けることを避けるために発言を控え、今後の率直な意見交換に支障が生じるおそれがあることも否定できない。よって、対象公文書中に条例第6条第5号に該当する情報が含まれているとの実施機関の考え方自体は妥当である。

他方で、実施機関は発言者及び発言内容が分かる部分をすべて一律に不開示としているところ、対象公文書中の実施機関自身の発言に関する部分については、関係諸団体や関係者からの意見や要望等を推知させる発言等として不開示となるものもありうるけれども、そうした発言者及び発言内容を推知させず、かつ、発言内容としても開示に支障のないものが含まれている。そして、これらの開示・不開示に関する判断は、実施機関自身の責任で行うことが可能である。このため、会議の非公開を理由に、発言者及び発言内容を問わず一律に不開示とするべきであるという実施機関の主張は認めがたい。

したがって、対象公文書中の発言者及び発言内容は条例第6条第5号の不開示情報に一律に該当するとの実施機関の主張は採用できず、本件処分を取り消し、実施機関の発言者及び発言部分について個別具体的に、再度、開示・不開示の検討を行った上で処分を行うべきである。

(4) 開示・不開示とすべき部分及び考え方について

上述のとおり、実施機関が不開示とした部分全てを開示すべきというわけではない。他にも、対象公文書中の実施機関の発言内容の中で、特定の事業者名に言及している部分は、法人等の正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第3号に該当すると考えられ、この部分について不開示とした実施機関の判断は、結論としては妥当である。

一方で、実施機関の発言の中には、豚熱の発生地域や移動制限の有無といった、既に明らかになっている県の方針や周知の事実が含まれており、これ

らを公開することにより今後の率直な意見交換に影響を及ぼすとは考えられないことから、この部分については公開が妥当である。

なお、これらは実施機関が検討する際の参考とするために開示・不開示の判断の一部を示したもので、その他実施機関の発言のうち不開示とした部分については、実施機関において個別具体的に開示・不開示の検討を要する。

検討に際しては、実施機関が行った発言について、不開示とした情報が推知されるようなものはないか、上述したような既に周知となっている事実が含まれていないかに加え、条例第6条各号の不開示情報の該当性、例えば、個人に関する情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報、審議・検討に関する情報（上述した5（2）に記載するもの）に該当しないかなどを自ら判断した上で、不開示とすべき情報を除いて、開示することが妥当である。

以上のことから、本件審査請求について審査会の結論のとおり判断した。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和7年5月12日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和7年7月11日 (令和7年度第1回審査会)	・ 審 議
令和7年9月3日 (令和7年度第2回審査会)	・ 審 議
令和7年12月24日 (令和7年度第3回審査会)	・ 審 議
令和8年2月20日 (令和7年度第4回審査会)	・ 審 議
令和8年3月25日	・ 答 申

(参考) 調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名等	備考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長
城野 一憲	福岡大学法学部 准教授	
田代 祐誠	弁護士	会長職務代理者
団野 園子	税理士	※令和7年度第1回から 第3回審査会のみ参加
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	